

2021年9月16日

石木ダム建設に伴う県道付け替え道路工事に関する土壌汚染対策法違反についての

公開質問状

長崎県知事

中村法道 殿

石木ダム建設に反対する川棚町民の会

(回答書連絡先) 〒859-3603 川棚町岩屋郷 903

代表 川棚町町議会議員 炭谷 猛

石木ダム建設絶対反対同盟

連絡員 岩下 和雄

石木川の清流とホテルを守る市民の会

事務局長 田代 圭介

いしきを学ぶ会実行委員会

世話人 森下 浩史

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会

代表 森 直明

石木川まもり隊

代表 松本 美智恵

水問題を考える市民の会

代表代行 篠崎 義彦

石木ダム建設に反対するみんなの会

呼び掛け人 中島康 茂吉隆典 山本伸裕 土森武友

第1 はじめに

私どもは、石木ダム建設事業をめぐる諸問題について疑問を有し、今日まで貴職と種々の場で協議、議論を続けている団体です。

この度、石木ダム建設事業に伴う県道付け替え道路工事について新たな問題が生じたので、この点について、石木ダム建設事業の責任者である貴職に対して、公開質問をさせていただきます。

第2 土壌汚染対策法違反についての報道

1 2021年8月4日付け長崎新聞の報道によれば、「長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設に伴う県道付け替え道路工事に、掘削などで3千平方メートル以上の土地の形状を変更する場合であるのに、着工30日前までに県知事などへの届出がなされていなかった」とのことが指摘されています。

2 土壌汚染対策法第4条第1項及び同法施行規則第22条によれば、土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が3000平方メートル以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、県知事などへの届出が必要とされています。また、同法第66条第1号によれば、第4条第1項の規定に違反して、届出をしないで土地の形質を変更した者には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課されます。さらに、同法第68条には、両罰規定も定められています。

3 従いまして、前記新聞報道が正しいのであれば、石木ダム建設事業の関連工事において明白な違法行為をしていることになり、従来から私たちが主張するように石木ダム事業がまさしく不適切な事業であることを何よりも示すものであると、私

たちは考えます。

他方、貴職において、石木ダム事業が適正に行われていると強弁するのであれば、少なくとも上記問題(以下「本件土対法違反問題」と記載します)についてきちんと調査した上で、違法性があれば適切な処分をしなければなりません。違法行為を容認しておきながら「適切に事業を進めている」とは到底言えないからです。

従いまして、私たちにとっても貴職にとっても、双方の立場から、本件土対法違反問題を解明することは極めて重要です。

つきましては、本件土対法違反問題について、次項記載の質問をさせていただきます。

第3 質問事項

1 上記長崎新聞の記事に記載されている本件土対法違反問題について、貴職は、調査をなさいましたか。なされたのであれば、調査の具体的方法、調査事項及びその結果違反が認められた各工事に関する下記事項について、具体的に回答してください。調査をしていないのであれば、その理由を明らかにしてください。

記

- ①入札時の工事名及び番号
- ②当該工事現場の位置・地番等（地図で範囲が分かる形で特定下さい）
- ③当該工事の期日（開始年月日及び終了年月日）
- ④当該工事現場の形質変更（工事）内容（埋めたて高、面積、斜度など）
- ⑤当該工事現場に搬入された土量
- ⑥搬入土の属性（科学的属性＝汚染土でないことを示す化学分析結果、物理的属性＝地滑り等を引き越さないことを示す物性 土質・粒度など）
- ⑦搬入土の由来
 - ・ どこから持ってきたのか、その所在地(地図を用いて特定)

- ・ 搬入土がもとあった場所での状況（例：川の浚渫土）

⑧その他 特記事項^[遠藤1]

2 調査により土対法に違反するという結果になった場合、関係者について刑事告訴(告発を含む。以下同じ)をなさいますか。する意思があるならば、その具体的予定についてご回答ください。刑事告訴をする意思がないのであれば、その理由を明らかにして下さい。なお、念のために申し添えますが、刑事訴訟法第239条2項は、公務員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないと規定し、告発を行うことを義務として命じています。

第4 終わりに

以上の通り質問をさせていただきます。

ご多忙とは存じますが、2021年9月17日（金曜日）までに、回答書連絡先である川棚町町議会議員 炭谷猛（住所：〒859-3603 川棚町岩屋郷 903）宛に、文書で御回答下さい。

先にも述べましたように、貴職が石木ダム事業を適正に行っているとおっしゃるのであれば、本件土対法問題についての私どもの上記質問に対しては、貴職は当然に回答する義務があることを重ねて指摘しておきます。

なお、本書面は、「公開質問状」として差し出します。従いまして報道機関をはじめ、石木ダム建設事業問題や本件土対法問題に関心を持つ方々に、本書面と貴職の回答を(貴職が回答を拒むことを含め)、広く開示しますので、そのことをも念頭において、真摯にご回答いただくようお願い申し上げます。また、貴職が適切な対応をされない場合は、やむを得ませんので、私どもの方で刑事告発を含め必要な対応をさせていただくことも申し添えておきます。

以上

(参考資料)

土壤汚染対策法

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
 - 二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2** 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3** 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

平成十四年環境省令第二十九号

土壤汚染対策法施行規則

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法第二十九条第四項の規定を実施するため、土壤汚染対策法施行規則を次のように定める。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若

しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

（土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（法第四条第二項の調査の結果の提出）

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土壤汚染状況調査を行った場所
- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

第二十七条の二 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第四条第三項の命令を受けた年月日
- 三 土壌汚染状況調査を行った場所
- 四 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

第八章 罰則

- 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 第七条第六項又は第九条の規定に違反した者
 - 三 第二十二條第一項の規定に違反して、汚染土壤の処理を業として行った者
 - 四 第二十三條第一項の規定に違反して、汚染土壤の処理の事業を行った者
 - 五 不正の手段により第二十二條第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三條第一項の変更の許可を受けた者
 - 六 第二十六條の規定に違反して、他人に汚染土壤の処理を業として行わせた者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項若しくは第七項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- 三 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者
- 四 第十七条の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者
- 五 第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者
- 六 第二十条第一項（同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 七 第二十条第三項前段又は第四項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 八 第二十条第三項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- 九 第二十条第五項、第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- 十 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 十一 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 三 第五十條の規定に違反した者
- 四 第五十四條第一項若しくは第三項から第六項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條（前條第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。